

社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 6 月 7 日
真社協規程第 133 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日 真社協規程第 151 号

改正 令和 5 年 3 月 24 日 真社協規程第 168 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 25 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員等とは、会長、常務理事、理事、監事及び評議員選任・解任委員会外部委員をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長及び常務理事については、別表 1 に定める報酬を支給する。ただし、常務理事が法人の職員を兼務する場合は支給しないものとする。
- (2) 役員等（会長及び常務理事を除く）については、報酬を支給しないこととし、別表 2 のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表 2 の費用弁償額を超える場合には、真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年真鶴町条例第 8 号）に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表 2 の費用弁償は行わない。

2 会長及び常務理事が職務のため出張したときは、真鶴町常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例に基づき、旅費を支給する。

(報酬の支給方法)

第 4 条 会長及び常務理事に対する報酬の支給時期は、毎月 20 日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会就業規程第 17 条（給与）に準じた日とする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に

振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月7日から施行し、翌月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程（昭和61年真社協規程第14号）は廃止する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本規程中の常務理事に関する規については、社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会定款の一部を改正する定款（令和3年4月15日一部変更認可）の日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 報酬

会長	月額	40,000円
常務理事	月額	100,000円

別表2 役員等（会長及び常務理事を除く）の費用弁償額

日額 1,000円

社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会評議員の費用弁償に関する規程

平成 29 年 6 月 7 日
真社協規程第 134 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人真鶴町社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第 2 条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表 1 により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年真鶴町条例第 8 号）に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 7 日から施行し、翌月 1 日から適用する。

別表 1 費用弁償の額

日額 1,000 円